

幸小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和5年度

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、および他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響ならびに個々の児童理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの定義) (いじめ防止対策推進法)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 ※ 児童等とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者および関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめ防止の施策

(1) いじめ防止の基本方針

① いじめの未然防止

(基本的な考え方)

＊いじめはどの子どもにも起こり得る、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が積極的かつ組織的に取り組む。

(措置)

- *いじめ防止対策推進法を児童・保護者に周知する。
- *差別的発言や児童を傷つける発言等、教職員の不適切な発言や体罰は、いじめを助長することもあるので、厳に慎む。
- *すべての教職員が、発達障害についての理解を深めるように努める。
- *生徒指導の機能を重視した「わかる授業」によって、児童一人一人の自己有用感を高める。
- *教育活動における児童の自発的な活動を支援する。
- *指導計画に基づき、年間を通して、道徳や学級活動等で、すべての学級でいじめ等に関する指導を行う。

② いじめの早期発見

(基本的な考え方)

- *いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- *些細な兆候であっても、「いじめではないか」との眼を持って、早い段階から積極的かつ組織的に認知に努める。

(措置)

- *教育相談を7月、11月、2月の年間3回実施することで、いじめの実態把握に取り組む。(PC、スマホ、LINE、ゲーム等も含む。)
- *児童・保護者・教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。

③ いじめが発生した際の対処

(基本的な考え方)

- *いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに管理職に連絡・相談するとともに、組織的に対応する。
- *被害児童を守り通すに、毅然とした態度で加害児童を指導する。

(措置)

- *いじめの発見、相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- *いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- *発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめ防止の組織(いじめ問題対策委員会)」に直ちに情報を共有する。
- *役割を明確にして、組織を中心にいじめの事実確認をする。

- * 事実確認の結果は、校長が責任を持って市教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。
- * 犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、ためらうことなく所轄の警察署（行徳警察署）と相談して対処する。
- * いじめられた児童・保護者へは、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、不安を除去するとともに、いじめられた児童の安全を確保する。
- * いじめた児童へは、自らの行為の責任を自覚させるとともに、いじめの背景にも目を向けた指導を丁寧に行う。
- * いじめた児童の保護者へは、いじめの事実を納得の上、以後の対応についての協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- * ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置を取る。なお、児童の生命、身体等に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄の警察署等に通報し、適切に援助を求める。
- * いじめが「解消している」状態に至った場合でも、継続的に経過観察を行い、再発防止に努めるとともに、保護者には事実を伝え、指導方針と具体策を提示して再発防止への協力を要請する。

なお、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又はいじめ問題対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた児童生徒やいじめを行った児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

イ いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(2) いじめ防止の組織

① 名称及び組織構成等

(名称) 『いじめ問題対策委員会』

(構成員)

＊学校基本方針の策定、周知…校長および全教職員

＊日常的な業務（事務局）…教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、（生徒指導部会メンバー）

＊緊急会議…校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、関係学年主任、担任、養護教諭、ゆとりぎ相談員、（部活動顧問）、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

(役割)

＊学校基本方針に基づく取組の実施、年間計画の作成、実行、検証、修正

＊いじめの相談、通報の窓口

＊いじめの疑いに関する情報の収集、記録、共有化

＊緊急会議の開催、事実関係の聴取、保護者対応

(3) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（児童生徒の自殺の企図等）や相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

①重大事案が発生した際は、次のとおり速やかに連絡、報告を行う。

◆発見者 → 担任 → 学年主任&生徒指導主任 → 教頭 → 校長

◆校長 → 市教育委員会

②市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する学校いじめ対策組織を招集する。

③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施し、調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

④調査結果を、市教育委員会に報告する。

⑤調査結果を踏まえ、市教育委員会の指導の下、いじめ問題の解決に向けて必要な措置を講ずる。

(4) 公表、点検、評価等について

(基本的な考え方)

＊いじめ問題を隠蔽しない。

＊学校いじめ防止基本方針が機能しているか、定期的に点検ならびに評価を行う。

(措置)

＊学校だよりやホームページ等で、自校の「学校いじめ防止基本方針」を公表する。

＊毎年度、いじめに関しての統計や分析を行い、これに基づいた対応を行う。

＊いじめの問題への取組を、保護者・児童・教職員で評価し、評価結果を踏まえて改善に取り組む。